平成30年度県予算編成並びに施策に関する要望事項

総合政策部・県民生活部環境森林部・保健福祉部農 政 部・県土整備部教育委員会



福田知事へ要望書を提出する古口会長と真瀬副会長

栃木県町村会

り

| 総合政策部 | | | |
|---------------------------------|---|---|------|
| ○ 第77回国民体育大会及びプレ大会開催に伴う各種補助金制度の |) | | |
| 早期制定について | • | • | • 1 |
| ○ 地方創生関連交付金 (ハード事業) の創設について | • | • | • 2 |
| 県民生活部 | | | |
| ○ 消防団員の確保等に向けた取り組みの強化について | • | • | • 3 |
| 環境森林部・農政部 | | | |
| ○ 有害鳥獣捕獲対策等に係る予算枠の拡充について | • | • | • 4 |
| 保健福祉部 | | | |
| ○ 介護施設における事故防止への指導・支援について | • | • | • 5 |
| ○ 保育士の確保について | • | • | • 6 |
| 保健福祉部・総合政策部 | | | |
| ○ 小規模自治体水道事業の持続に対する支援について | • | • | • 7 |
| 保健福祉部・県土整備部 | | | |
| ○ 高齢者外出支援事業への助成制度の創設について | • | • | • 8 |
| 農政部 | | | |
| ○ 条件不利地における県営圃場整備事業の採択要件緩和について | • | • | • 9 |
| 県土整備部・総合政策部 | | | |
| ○ 道路等の修繕に係る県費補助制度の新設及び公共施設等適正管 | 理 | | |
| 推進事業債の交付税参入率の引き上げについて | • | • | • 10 |
| 教育委員会 | | | |
| ○ 学校と地域の連携の強化について | • | • | • 11 |
| ○ 小学4年生から6年生までの35人以下学級の実施について | • | • | • 12 |
| ○ スクールソーシャルワーカーの補助事業化について | • | • | • 13 |
| ○ 小中学校における特別支援教育に係る支援体制の充実について | | • | • 14 |

【総合政策部】

第77回国民体育大会及びプレ大会開催に伴う各種補助金制度の 早期制定について

第77回国民体育大会開催に関する各種補助金の制定につきましては、 今年度、市町競技施設整備費補助制度が制定されたところです。

しかしながら、プレ大会及び本大会の運営に係わる補助制度並びに仮 設に係わる補助制度については、未だ提示されておりません。

プレ大会及び本大会については、国及び県の財政支援は不可避であり、 市町の自主財源のみで運営することは大変厳しいものがあります。さら に、経費縮減の考えから観覧席や空調設備など仮設の施設での対応も行 う必要も生じてまいります。

つきましては、県における大会運営に係わる補助制度の早期制定を要望するとともに、国に対しても開催経費や施設整備費の財政的な支援の拡充について強く働きかけ、市町の財政負担の軽減を図られるよう要望いたします。

【総合政策部】

地方創生関連交付金(ハード事業)の創設について

地方創生関連交付金については、「先行型交付金」、「加速化交付金」、「推進交付金」と各種交付金が創設されていますが、ソフト事業を主とした制度趣旨となっています。

ハード事業については、平成28年度国の第二次補正予算で措置された「拠点整備交付金」が創設されたところですが、当交付金については、平成28年度国の補正予算で措置された交付金であり、来年度以降の措置は想定していないとされております。

地方創生の推進を図るためには、施設整備を主とした交付金制度も必要不可欠でありますので、県におかれましては、国に対し拠点整備交付金の復活または新たな交付金制度の創設を働きかけるよう要望いたします。

なお、交付金の制度設計にあたっては、交付条件や交付申請までのスケジュールを拠点整備交付金より利用しやすい制度となるよう、働きかけられることを併せて要望いたします。

【県民生活部】

消防団員の確保等に向けた取り組みの強化について

各町においては、災害時における被害を最小限に止めるため、自助、 互助・共助、公助を基本理念とし、行政はもとより、平時から町民一人 一人が災害について考え、住民や企業、学校等がそれぞれに協力し合い ながら、町民総ぐるみで防災・減災対策に取り組んでいるところです。

しかしながら、産業・就業構造の変化やライフスタイルの多様化、地域社会への帰属意識の希薄化等の理由により、地域の防災力の要というべき消防団の団員数の減少に歯止めがかからない状況が続いており、消防団員の確保等に大変苦慮しているところです。

県におかれましては、栃木県消防団協力事業所表示制度等、消防団員 確保の取り組みをいただいておりますが、消防団への加入促進や消防団 活動の維持に向けた環境作りについて、より一層の支援をいただきたく、 下記のことについて要望いたします。

- 1 県職員に対する地元消防団への加入について、更なる動機付けを図ること。
- 2 現在、一部の市町が消防団員確保対策として実施している「消防団サポート事業」制度について、市町域を越えて全県下での制度として導入を図ること。
- 3 所持している自動車運転免許の種類により、消防車を運転できなくなる場合 があり、消防活動に支障を来す可能性があることから、準中型免許取得費用や AT限定解除審査料に対する補助制度を創設すること。

【環境森林部・農政部】

有害鳥獣捕獲対策等に係る予算枠の拡充について

野生有害鳥獣による農林業への被害は年々深刻化し、市町においては様々な捕獲・被害防止対策を講じているものの被害は広域化している状況となっております。

現在、各市町が実施する有害鳥獣の捕獲や被害防止策に対する県及び国の支援 策としては、県の「シカ・イノシシ捕獲強化事業費補助金」及び国の「鳥獣被害 防止総合対策交付金」がありますが、県の「シカ・イノシシ捕獲強化事業費補助 金」については、補助基準額の基礎となる1頭当たりの捕獲経費が、実際に市町 が負担する1頭当たりの捕獲経費よりも低いものとなっているため、事業への補 助が下回っている状況であります。

一方、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」については、例年、捕獲活動経費 の直接支援において、捕獲頭数が予算上限に達することが多く、翌年度予算によ る対応となっている状況であり、有害捕獲など、計画的な被害防止対策の実施に 支障を来たす状況となっております。

つきましては、被害の深刻化、広域化に対して野生有害鳥獣捕獲・被害防止対策を更に充実・強化するため、下記のことについて要望いたします。

- 1 「シカ・イノシシ捕獲強化事業費補助金」について、今後も実態に沿った補助金交付が行われなければ、各市町においては、報奨金の減額を視野に入れざるを得ず、結果、狩猟者の捕獲意欲も減退し、イノシシの農作物等への被害拡大にも繋がることから、当初予算の拡充を図り、必要額を確保するとともに、市町の事業に対し実態に沿った補助金の交付に努めること。
- 2 「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、今後、捕獲実績に応じた財源の 確保がなされない場合、年間を通しての捕獲推進に深刻な悪影響を及ぼすこと となりかねないことから、必要な予算額の確保について、国に対し強く求める こと。

【保健福祉部】

介護施設における事故防止への指導・支援について

介護老人保健施設などの介護施設では事故の防止を目的として、事故報告書の 提出や委員会設置による防止策の検討、職員研修の実施など、様々な対策が進め られております。しかしながら、事故防止の取り組みについては施設間の差があ るため、事故を繰り返す等、対応が適切でない施設も散見されており、実効性の 確保が課題となっております。その様な施設に対しては、県において訪問指導や 支援を行っていただいておりますが、より積極的な対応が求められておりますの で、下記のとおり要望いたします。

- 1. 事業者における事故防止の対応や発生後の再発防止策等にバラツキがあることから、県が行う訪問指導及び事故を発生させた事業者に対する再発防止策等の指導を強化すること。
- 2. 各事業者から報告された再発防止策等については、施設職員の能力向上に 繋がるよう事例集等を作成し、事故防止の取り組みについて各施設に情報開 示されるとともに、サービスの質の向上に向けた定期的な職員研修の開催な ど、県において施設への積極的な支援を行うこと。
- 3. 再発防止の取り組みを確実なものにし、利用者が安心して施設に入所できるよう、再発防止策の実施状況を県と市町が連携して確認する等の対応方法について検討すること。

【保健福祉部】

保育士の確保について

現在、県においては、地方創生のための「とちぎ創生15戦略」に基づき、保育所や認定こども園などの整備による、保育の受け皿拡大を進めており、待機児童解消に向けた取り組みを実施されているところであります。

このような中、各市町においても、地域の実情を踏まえ、保育施設整備 や保育士確保に鋭意努力しているものの、給与水準等の処遇面の問題等も あり、保育士確保に苦慮しているのが現状であります。

また、県全体の待機児童数は減少傾向にあるとはいえ、都市部では待機児童数が増加している事情から好条件での募集がなされ、多くの保育士が首都圏に流れていると推察されており、今後、保育士不足が進行すれば、待機児童数の増加が、県全体に拡大することも懸念されます。

つきましては、保育士募集の優遇措置や保育士の待遇改善については個々の市町が行うのではなく、県全体で包括的に実施する対応策が求められますので、とちぎ保育士・保育所支援センターのサテライト設置による実施事業の充実や就学資金貸付等事業の拡充等、保育士の安定的な確保・定着に向けた取り組みを一層推進されますよう要望いたします。

【保健福祉部・総合政策部】

小規模自治体水道事業の持続に対する支援について

小規模自治体の水道事業については、施設等の老朽化に伴う大量更新時期に到達しているものの、人口減少に伴う料金収入の減少等、水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、水道施設更新に必要な財源確保に苦慮しているところであることから、生活基盤施設耐震化等交付金の水道管路緊急改善事業の補助率を現行の1/3から1/2へ引き上げることや、対象施設に基幹管路以外の管路を加えるなど採択基準の緩和が望まれます。

また、経営健全化の手段として、国は水道事業の広域連携化を推奨しているところですが、小規模自治体には広域連携を推進する知識、技術力も乏しく、広域化を検討することも困難な状況にあります。

このような状況を踏まえ、小規模自治体の水道事業が安定した経営を可能とするためにも、下記事項について要望いたします。

- 1 老朽施設を早期に更新するため、老朽施設更新に対する国庫補助制度 の充実に向けた国への働きかけを要望します。
- 2 広域連携に関しては、今後も県主導により、検討機会の確保・適切な 指導・助言を継続して頂けるよう要望します。

【保健福祉部・県土整備部】

高齢者外出支援事業への助成制度の創設について

高齢化社会が進展する中、高齢者の日常生活の利便と社会参加の促進を 図るため、県内多くの自治体で、福祉タクシー利用券の給付などの高齢者 外出支援事業に取り組んでいます。

また、平成29年3月から道路交通法の一部が改正され、高齢者に対する臨時適性検査制度の見直しや臨時認知機能検査・臨時高齢者講習等の高齢者対策が推進されたことから、今後、さらに自動車等の運転に不安を覚え、運転免許証の自主返納をする高齢者は増加すると考えられ、自家用車等に依存しなくとも生活の質を維持していくことが課題となっております。

つきましては、高齢者が住み慣れた地域で社会との関わりを持ち、生き 生きと暮らしていけるよう、高齢者の移動手段の確保など、県全体で高齢 者の生活を支える体制の整備が必須であることから、外出支援事業に対す る助成制度を創設されるよう要望いたします。

【農政部】

条件不利地における県営圃場整備事業の採択要件緩和について

国においては、公的機関である農地中間管理機構を創設し、平成35年度までに農地集積率80%まで拡大させるとしております。

栃木県内の振興山村地域等を含む中山間地での県営圃場整備事業は、 受益面積10ha以上が採択の要件となっておりますが、中山間地以外の 区域においては20ha以上がその採択要件となっております。

しかしながら、中山間地以外の区域においても集落が散在している地域や、起伏の多さなどにより採択要件に満たない一団の水田が存在しており、よりきめ細やかな対応を図ることにより、農地集積率が格段に改善されるとともに、農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借も促進され、地域経済への効果も期待できるところです。

つきましては、各種補助による県営圃場整備事業の面積要件に関し、 中山間地以外の区域においても受益面積を10ha以上とするよう、採択 要件の緩和について国に対し働きかけるよう要望いたします。

【県土整備部・総合政策部】

道路等の修繕に係る県費補助制度の新設及び公共施設等適正管理推進事業債の交付税参入率の引き上げについて

現在、各市町では高度経済成長期に建設されたインフラの修繕(長寿命化)を 重要な課題として取り組んでおりますが、一方では多額の財政負担を強いられて いる状況となっております。国においては社会資本整備総合交付金による道路等 の修繕を推進してきましたが、本年度より一部の修繕については、総務省が所管 する「公共施設等適正管理推進事業債」にて対応するよう指導があったところで あります。

しかしながら、社会資本整備総合交付金では交付率が約50%であるのに対し、 当該事業債では交付税算入率が30%と、今までの交付金措置率よりは低く、実 質的な市町負担は増加することとなりますので、下記のとおり要望いたします。

- ① 修繕に係る県の上乗せ補助金の新設(国交付金と事業債の差額分約20%程度)を図ること。
- ② 国に対し、当該事業債の交付税算入率を社会資本整備総合交付金程度まで引き上げるよう、積極的な働きかけ行うこと。

学校と地域の連携の強化について

各学校においては、学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習の視点から効果的・効率的に展開することを目的として、地域連携に携わる教員を「地域連携教員」として設置し、児童生徒の「生きる力」の育成、地域に根ざした特色ある学校づくりの推進に努めております。

この地域連携教員の制度は、平成26年度の開始から3年を経過し、学校支援ボランティア等の協力もあり、様々な効果が現れてきております。

しかしながら、地域連携教員については、教務主任や教頭が兼務している学校もあり、職務繁忙の中、目的を達成するために多くの時間と労力を必要としており、兼務での職務に難航しているところであります。

つきましては、県におかれましては、各学校における地域連携教員の活動状況の把握に努め、十分に職務を遂行できるよう、退職された教職員の再任用者を地域連携教員として各学校に配置するなど、学校と地域の連携の強化について、より一層の協力をいただけますよう要望いたします。

小学4年生から6年生までの35人以下学級の実施について

県におかれましては、厳しい財政状況であるにも拘わらず、平成29年度から 新たに小学校3年生の35人学級を導入いただき感謝申し上げます。

しかしながら、小学校4年生から6年生までは40人以下学級となっているため、36人から40人までの学級では小学校3年生までは2クラスですが、4年生からは1クラスになってしまい、不均衡な学級編成となってしまいます。

つきましては、いじめや不登校、学力向上など、様々な課題が増えている中、 一人ひとりにきめ細やかで質の高い教育を実現するため、本県独自の少人数教育 として小学校全学年の35人学級の早期実施を要望いたします。

スクールソーシャルワーカーの補助事業化について

国においては、平成26年8月、貧しい家庭の子どもの教育や生活を支援するため、「子供の貧困対策大綱」を閣議決定し、スクールソーシャルワーカーを大幅に増員する方針を示しました。

県においては、スクールソーシャルワーカー活用事業として、国の補助を受け 県内7教育事務所に各1名、計7人を配置しておりましたが、平成27年度は更 に3名を追加配置されたところであります。

貧困問題など、子どもたちのおかれた環境の改善を図るためには、関係機関等との連携が必須であり、スクールソーシャルワーカーは、地域に密着し、常に動き回れる環境を整える必要があります。

一部の町においては、独自にスクールソーシャルワーカーを配置したことで、 関係機関等との連携がスムーズになり、効果を上げているところです。

つきましては、教育と福祉をつなぐ重要な役割を果たすスクールソーシャルワーカーの活用に向けた事業の充実を図るため、現在のスクールソーシャルワーカー活用事業のほかに、独自に配置する市町へ財政的に補助する間接補助の事業化を要望いたします。

併せて、各市町並びに県配置のスクールソーシャルワーカーのより一層の資質 向上と更なる連携を図るため、年1回実施されている研修の内容並びに実施回数 等の充実を要望いたします。

小中学校における特別支援教育に係る支援体制の充実について

障害のある子どもの教育、就学先の決定については、早期から相談を行うため、年中、年長児の就学相談や関係機関との情報の共有を図り、本人・保護者の意見を可能な限り尊重しながら、総合的な判断ができるよう努めているところです。

しかしながら、保護者の理解が得られない場合や強い要望等により、 現実的には通常学級において自閉症スペクトラム障害など様々な障害 をもつ子の在籍、また、特別支援学級においても、一人ひとりの教育的 ニーズが異なる子が在籍する状況にあります。

特別支援学級の在籍者のみならず、通常学級に在籍する児童生徒のうち発達障害または、その疑いのある児童生徒の数は年々増加傾向にあり、個々の状況に応じた教育、対応を充実させるためには、担任教諭だけでは現実的に難しいことから、一部の町では、町独自で指導助手を通常学級、特別支援学級に配置し、学習支援や個別対応等の支援を行っているところですが、財政的負担においても年々増加の一途をたどっている状況であります。

つきましては、特別な支援の必要な児童生徒へのきめ細かな対応を実施するため、下記のとおり要望いたします。

- 1. 特別な支援を要する児童生徒を通常学級において受け入れている場合に、 学校の実情に応じた教職員の加配を行うこと。
- 2. 県費による指導助手の配置あるいは町独自で配置している指導助手に対する費用負担を図ること。
- 3. 小学校の特別支援学級担当教員の配当基準について、現行の学級数と同数 から中学校と同等の学級数プラス1人への引き上げを行うこと。
- 4. 特別支援学級の学級編成基準を特別支援学校と同じ6人とするよう国に対して要望すること。